

令和6年度「大阪IR（統合型リゾート）説明会」（第2回）
質疑応答要旨

■日時：令和6年6月20日(木) 14:30～16:20

■場所：大阪公立大学 I-site なんば2階 カンファレンスルーム

【質疑応答 概要】

（質問者1）

今日お忙しい中、このような機会をいただきましてありがとうございます。6年ぐらい前にマカオによく行かれるんですけど、そこでカジノの町ということで非常に感銘を受けておりまして、マカオ市の方でもカジノがありまして一時は中国が管理してて過疎だったんですけど、カジノが来たことによって町が活性化してるということを現実に見させていただきました。マカオは月5万か6万も昔から住んでる方にはお金をカジノマネーを渡してるという特例等もありますんで、質問と要望だけなんですけど、此花区になるのかな夢洲は。できれば、例えば、国民の方にも、近くに住んでる方は、マカオみたくNHKの受信料をただにするとか、そういう何か受益的なことがあれば、ちょっと提言さしてもらいたいと思います。

質問の方なんですけどちょっと2つだけありましてもう簡潔に言います。1つは、MGMがマカオに行ったときも、アメリカ行ったときもあったんですけど、1社だけなのかカジノ入るのが、できれば2社3社ないのかなということと、あと大阪のIRの方で、SPCとあったんですけど、これ何の略かなということだけで、この2問だけお願いいたします。

（回答）

まず一点、SPC、大阪IR株式会社ですけれども、特定目的会社という形ですって、IR事業を実施する目的で設立された株式会社で、出資はMGM、オリックス、また関西企業を中心とします22社の少数株主の出資からなり、大阪IR株式会社が大阪IRの運営をしていくということになってございます。そういったIR事業を行う特定目的の会社ということになります。

英語で言いますと、Special Purpose Company（スペシャル パーパス カンパニー）といいます。

それともう一点、大阪のIRは、MGM1社であるのかというご質問ですが、ご質問の趣旨をお聞きしますと、マカオやラスベガスは複数のIR事業者が事業を展開しているところも踏まえたご意見かと思っておりますけれども、大阪のIRにつきましては、そもそもIR整備法自体が全国で3ヶ所を上限とするということになってございまして、大阪では夢洲のIR区域で実施方針というものを定めた上で、事業者の公募をして、国からの認

定を得たものが大阪 I R 株式会社が運営する I R ということになっておりますので、現在、夢洲で計画しているものとしては、MGM やオリックスが親会社となる I R が 1 社ということになります。

(質問者 2)

工事の関係で、今も液状化対策工事をやられていると。今後の日程としましては、夏ぐらいに準備工事を始めて、来年の春頃に I R の工事を始めますっていう、そういう説明をお聞きしています。夏ごろの準備工事の段階で、土地の引き渡し、解除権消滅ということになるっていう説明をお聞きしていたのですけれども、これはそれでよかったのか。そういう説明は S P C との合意事項として説明されているのかどうか。これをちょっと教えていただきたい。その工事の関係が万博協会が今必死で工事されていると、これからいよいよ本格化しますけれども、万博協会から何かの工事の関係で要望があるのかどうかですね、これも教えてください。

(回答)

液状化対策工事、準備工事、また解除権との関係についてご質問いただいております。今おっしゃっていただいたとおり、昨年 12 月から液状化対策工事に着手しております。本年夏頃からの準備工事着手、来年春頃からの建設工事を予定しております。事業者におきましては、現在詳細な設計でありますとか、建築関連の各種行政協議等を進めているという状況でございますが、夏頃に土地の引き渡しを受けた上で準備工事に着手する事業計画ということにしております。ご指摘いただきました土地の引き渡しにつきましては、契約上、事業用定期借地権設定契約におきましては、土地の引き渡しはその解除権の失効を前提としますとともに、建設工事の着手前までに引き渡すということとしておりますが、事業者においては準備工事着手前の段階で、事業前提条件の充足状況を一定見極めていく事業計画ということで認識をしております。いずれにしましても具体的な土地の引き渡し時期等につきましては、事業者とも協議調整の上、引き渡しを行っていくものというふうに考えております。

万博からの要請ということでご質問あった件についてお答えさせていただきます。

現在、万博の工事と並行して液状化対策工事を行っております。今後、I R の工事も入っていくということで、まずは工事間の調整が必要になってきますので、現在、大阪府・大阪市、博覧会協会、I R 事業者等が参画する夢洲等まちづくり事業調整会議という会議体を立ち上げて、工程でありますとか、現場の調整をしている状況にあります。特に、大阪府・大阪市としては、工事を円滑に進めていくために、周辺道路の拡幅工事でありますとか、夢洲内におきましては高架道路という、夢洲に入ってきた車両がスムーズに万博エリア並びに I R エリアに入れるような道路整備を進めておりますけれども、こういったものをどんどん前倒しで進めることで、交通影響、渋滞等が発生しないような対策を講じているところで

す。

具体的に博覧会協会さんからどういった要請があるかということにつきましては、一つは、今、万博工事のバックヤードが不足しているということから、用地の提供を依頼されておりまして、先日も公表したところでございますけれども、I R用地の中で、万博工事期間中に支障にならない範囲、具体的に言いますと、I R用地のうち2ヘクタールの土地を万博の工事で活用いただけるように提供することを提示させていただいているところでございます。

(質問者3)

訴訟とか、いっぱいやられてますけれど、それに関して格安賃料のこととか、ちゃんと理解されているんでしょうかね。大阪市民はすごい損害になってるんですけど、そういう訴訟のこととか、大阪市民の負担とか、考えてはるんかなということです。

(回答)

I R用地の賃料についてのご指摘かと思えます。資料でもご説明をさせていただいておりますが、事業用定期借地権設定契約において、月428円/平米あたりの賃料ということで設定しております。これにつきましては、この土地自体は大阪港湾局が所管をしておりまして、大阪港湾局において、複数の不動産鑑定業者に鑑定を依頼した上で鑑定をされておりました、その内容については、不動産鑑定士、弁護士、会計士等による第三者の専門家により構成されております大阪市不動産評価審議会というものございまして、そちらの審議にお諮りした上で妥当と認められて設定をしておるものでございます。

訴訟については、今現在、継続しておるところでございますが、私どもとしては、適正にこの間、進めてきておりますので、裁判においても、その旨を主張していきたいというふうに考えております。

(質問者4)

発言の機会が1回しかないので、質問は一つです。一つは、資料の訂正を求めたい箇所があるので、それは質問とは、ちょっと除外してほしいです。

それからもう一つは、資料4の説明、読んでもらったけども、あまりにも複雑で全然わからなかったので、次回説明会のときには、資料4だけで1時間ぐらい、きっちり説明してわかるようにしてほしいという要望を言いたいと思いました。

質問の前に訂正を求めたいところですけども、ギャンブル依存症の別紙があるんですけども、ページ数でいったら2ですね。その2個目の段、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に記載している主な取り組みって書いてあるところの一番最初の四角、若年層を対象とした予防啓発の強化として、高等学校などの生徒を対象とした云々と、啓発の取り組みが書かれているんですけども、一昨年度、昨年度の年度末に大阪府教育庁に向きまして、どういうことをされているかという聞き取りを2年続けてさせていただきま

した。その中でわかったことは、大阪府の教育庁高校課が取り組んでいるギャンブル等依存症というのは、まずは、文部科学省の指導要領の依存症対策、依存症についての勉強をするという範囲で行われているということです。

具体的には、例えば依存症、アルコールもありますし薬物依存症もあります。ギャンブル依存症も、今小さい子供からゲームの依存症もあります。それを高校の保健体育の時間でするとなったら、全てをやることは難しいです。大阪府で初めてカジノができるからといって、ギャンブル依存症について、全ての高校がしっかり学習するという体制にはなっていません。そこでこんなふうにやっているよっていうふうにかかれるのはどうかと思いましたので、意見を申し上げます。

それから質問ですけれども、今、万博の工事が進められていますけれども、その横で、先ほども出ましたけれども、春以降、I Rカジノの工事が進められます。地中にはいろいろな有害物質が埋設されておりまして、その土地をひっくり返したときに、いろいろなものが空中に舞い上がると。そして、万博会場にも流れてくるんじゃないかなというふうに、大変危惧しております。工事現場でのそういう汚染物質の測定、それから、そこで働く方の労働者への安全のための配慮についての方針を教えてください。

(回答)

万博の隣でI R工事が進められていくということで、汚染物質という表現が、あったかと思うのですが、まず、I R区域の夢洲3区につきましては、令和2年に土壌調査をしております。その中で、土壌汚染対策法で定められている物質として、ヒ素とフッ素と鉛、この3物質が溶出量基準を超えているということで、この溶出量という基準は、地下水を飲用したときに、人に影響が出る恐れがある、そういう基準でございまして、それが、基準値を超えたということがございまして、I R区域、万博の区域も含めて、土壌汚染対策法上の形質変更時要届出区域という区域に指定しているというのが現状でございまして。

実際工事するときにはどのように対策をしていくかにつきましては、そういう指定を受けた区域での工事になりますので、例えば、土砂を掘削する場合には、大阪市ですと、環境局に届出が必要になってきます。その中で適正に土壌汚染対策法に則って工事を進めていくということになりますが、土砂等の飛散、万博の会場の方に流れ込んでいくのではないかということについては、しっかり対策をするということが、法でも定められておりまして、わかりやすく言いますと、土砂を触ることで、粉塵等が舞うことについては、散水、水をまいて飛散しないようにすることになっておりますので、そういった対策を、I Rの工事でも隣の万博会場での工事でも徹底してやっているところでございます。

また、夢洲の島内から外に、そういった土砂が出て行かないように、夢洲の中の工事車両については、区域外へ出るときは、タイヤを洗浄して、しっかり土砂を落としてから出ていくとか、そういった対策もしていくということで、土壌汚染対策法に則った措置をしながら工事を進めているということです。

先ほど、資料等の修正ということで、ご意見いただきましたところにつきまして、現在の取り組みについてご説明させていただければと思います。

ここに記載しております、高等学校などの生徒を対象としましたギャンブル等依存症についての啓発資料を作成しまして、予防啓発のための授業等を実施いたします、についてですが、こちらの方につきましては、精神保健福祉センターであります府のこころの健康総合センターで、令和5年度に啓発資料の作成をさせていただいたところです。こちらは教育庁とか、教員向けの研修などで、ご意見をいただきながら作成をいたしまして、様々な授業がある中ではございますが、学校の先生方に向けての研修も実際に実施させていただきまして、研修を受けていただいた教員によりまして、予防啓発教育を各高校で実施させていただいたという取り組みになりますので、資料としては、引き続き取り組みをしたということで掲載させていただければと思っております。

なお、令和5年度の実施状況について、高等学校等における保健の授業等におきまして、依存症の予防啓発等が実施されるよう支援というところの令和5年度の実施率なんですけれども、府立高校で実施率100%ということで実施させていただいております。

(質問者5)

今の埋設物の話で気づいたのですが、この前、万博会場でメタンガスの爆発がありまして、それは生ごみだったと思うのです。ということは、また同じようなものが、今度のIRの会場にもあるというふうに考えていいのでしょうかという話と、あそこって、そんな生ごみ捨てても良かったのですかねという、あかんかったはずやのってという記憶があるっていう話です。

(回答)

まず、資料1の1ページ目の右上の方に夢洲の図があるかと思いますが、ちょうど北側の真ん中辺りに、IRの予定区域があって、夢洲については、大きく四つの区域に分けて埋め立てが進められてきたという経緯があります。ごみの受け入れについては、IRの区域のちょうど西側、図でいうと左側に少し縦長の台形のような区域がありますが、ここは夢洲1区と呼ばれる区域になっておりまして、ここが廃棄物の処分場として整備されているエリアになっております。

このエリアについては、大阪市内で発生したごみを焼却場で焼却した焼却灰、こういったものを受け入れているエリアになっております。一つはそういうごみを受け入れられるエリアというのが、夢洲の中にあるということでございます。

IRの区域を含む夢洲1区以外の区域というのは、こういった埋め立てがされているかといいますと、埋め立て材としては浚渫土砂といって、工事で河川とか海の底をさらった土を受け入れたり、市内の公共工事で発生する建設残土で埋め立てられておりまして、先ほど説明した夢洲1区と呼ばれる西側のエリアとは埋め立ての履歴が違います。

万博の工事の方でメタンガスの爆発の事故があったということですが、これがまず、夢洲1区はごみの焼却灰で埋め立てていることから、ガスが発生するというのは過去からわかっています。そのガスを抜くための配管が入れられておまして、ガスを抜いていっているのですが、ちょうど万博エリアについては、そこで工事が進められていったことで、密閉した空間にガスが溜まったものが引火したということで事故が起こっております。

万博の工事での事故を受け、博覧会協会では、この夢洲1区だけではなく、その他のパビリオンが立つエリア、I Rの用地のすぐ南側になりますけれども、そういったところでも工事をするときメタンガスの測定をしております。これも先日公表されておりますが、パビリオンが建つエリアからも一定のメタンガスが検出されたということが報告されております。夢洲では1区に限らず、他のエリアでもメタンガスが発生する可能性があるというのがございます。

ただし、これは夢洲に限った話ではなくて、大阪市内でも、メタンガスが発生するというのが確認されておまして、ただし、廃棄物を埋め立てて出てくるメタンガスよりは低濃度ということで、万博の調査でも、爆発する濃度より、最大でも4分の1程度の濃度だったということが報告されております。当然I Rの工事を進める上でも、可能性というのがございますので、そういったことを前提に工事を進めていく。ただし、今やっている液状化対策工事でありますとか、万博開催期間中の本体工事で杭を打設する工事とかをやっていますが、基本的には開放された屋外での作業ということで問題ないと今考えておりますけれども、工事の内容によっては、密閉空間等になる場合については、換気等を徹底したり、濃度を測定しながら工事を進めていきたいというふうに考えております。

(質問者5)

例えば、地下にたまるとか、そんなのがあったときに、それはどっちの責任になるのです。要するに会社の責任になるのか、その土地を貸した大阪府・大阪市の責任になるのか。というのは、それからまだ何十年と出てくるはずですよ、メタンガスが。

(回答)

メタンガスが発生するのは、当然、地中に埋まっているということで、掘り起こしたりすれば、メタンガスが解放されて出てくるということになりますので、現状、何も触っていない現況の地盤から、常にメタンガスが発生しているかということではございませんので、基本的には爆発の恐れはないということ、また、今回の万博の事故等も受けて、この情報については、I R事業者とも共有しておまして、そういったことを前提に工事等を進めていただくということですので、しっかり、I R事業者の方で対策をとりながら進められるものと、事故はないものと想定しております。

(質問者6)

今、I Rの方でも、メタンガス発生の可能性があると、ただ、万博のパビリオンエリアで見つかったように濃度は低いから爆発の心配はないというふうにおっしゃいましたけれども、濃度というのは密閉されれば、当然濃くなるわけで、あの爆発現場でもわかるように閉じ込められたから濃度が高くなって爆発したわけです。認識が非常に甘い、そういうふうに思います。

それで質問ですけれども、ボーリング調査の結果、砂質土壌とそれから粘土土壌がまだらになっているということ、そして、その砂質土壌の部分が液状化するというので、今、液状化工事が行われているということですよ。今度、その粘土土壌。これ有機物を含むヘドロの層というふうに考えていいので、メタンガスは今後も発生する可能性がある。例えば埋設物の除去工事であるとか、そういうときは深く掘りますので、当然発生するおそれがあるわけです。

そこでお尋ねですけれども、今、万博工場のメタンガスの事故、あるいはパビリオンエリアでの4ヶ所の検出を受けて、I Rエリアではメタンガス、関連ガスの検知をしておられるのか、しておられるとしたら、その頻度、場所、結果ですね。しておられないようでしたら、なぜしておられないか、それについてお願いします。

(回答)

先ほども申しましたとおり、現状のI R用地での工事におきましては、屋外で開放された空間で工事を行っているということから、密閉された空間でガスが溜まって引火することは想定されておりませんので、濃度の測定等については、現状は行っておりません。

ただし、ご指摘もあったとおり、密閉空間で工事を行う際については、当然、気をつけなければならないということは理解しておりますので、工事の内容、施工場所等々を考慮して、必要に応じて濃度の測定でありますとか、換気の対策、こういったことを今後は進めていきたいと考えております。ガスがたまるような状況というのが、今は想定されておりませんので。

(質問者6)

そしたら万博の3月28日の爆発。あれ想定されていたのですか。想定外やったから爆発したのですよ。それから、検出を大丈夫だと思っても、しとくってということが、まず大事なのですよ。想定内であれば、この間の爆発事故なんか、万博の敷地ですけれども、起こらないわけですよ。労働者の安全とか、開会した場合、関連者の安全、それを第一に考えなあかんのとちがいますか。

(回答)

先ほども申しましたとおり、夢洲1区のエリアは、ガスが発生しているっていうのは前提

の上で工事をやっております。協会が発表された今後の対応等も含めて、しっかり現場で対応していくということかと思っております。

一方でI Rの用地についても、今回、博覧会協会の事故でありますとか、パビリオンワールドでのメタンガスの測定の結果というのもございますので、当然、安全対策というのは事業者の工事の中でしっかり対応されるものと認識しております。

(質問者7)

先ほどガス爆発の件であったと思うのですが、夢洲の敷地っていうのは、盛り土をされているということで、1区も2区も3区も、かなり盛り土をしているということなので、盛り土を通じて1区の方からガスが2区、3区に渡っていくのじゃないかという懸念を聞いております。ぜひそこら辺を検討して、ちゃんと対応してほしいと思います。

(回答)

ご意見ありがとうございます。夢洲1区の状況等も当然、I R事業者とも共有しておりますので、工事並びに施設の供用時については、しっかり安全対策を進めてやっていきたいというふうに思っております。

(質問者8)

資料1の1ページの土地権利原等のところですが、これは虚偽ではないかと思うんですけれども。と言いますのは、現在I R用地の液状化対策工事をSPCが行っております。SPCが工事を行っているんですけれども、この事業用定期借地権設定契約は、発効してるかっていうと今、発効してないんですよ。土地引き渡しやっておられませんよね。発効してない状態で、この事業用定期借地権設定契約もない状態で、その事業の直前12月1日に市有地使用貸借契約が締結されて、そして無償で大阪市がSPCに土地を貸してるというか使用させてるんですね。これはおかしくないですか。なぜタダで市民の市有財産を特定の民間業者にタダで貸しているのか。その使用貸借契約というのは既に昨年9月28日に締結されて、発効しようと思えばできますよね。それは事業前提条件充足せなあかんとおっしゃいますけれども、あそこをよく読みましても、99条の2の4号5号では、これらの条件のうち、いくつかをSPCが放棄すれば、あるいは充足してない条件の全体を放棄すれば、それはそのときに成就したとみなすというふうに書いてあるんですよ。

だから、事業用定期借地権設定契約を前倒しにして、そしてそこでSPCが液状化対策工事を行えばいいじゃないですか。そしてその賃料428円/平米というのは問題ですけれども、全体では月額2億です。昨年の12月から現在までの6ヶ月で12億です。その地代も取っていないと。それは市民に対して膨大な損失をもたらしてるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(回答)

液状化対策工事における土地の使用について、無償である点についてのご指摘、ご意見をいただいております。

I Rにつきましてはご承知のとおり、国際観光拠点になる大規模集客施設ということで、I R事業用地としての適正を確保するために、土地に起因する所有者としての責任に加え、臨海部のまちづくりという政策的な観点も踏まえまして、液状化対策、他にも土壤汚染対策、地中障害物の撤去等の事業について、大阪市の方で費用を負担するというようにしておりますので、このI R事業者が実施する液状化対策工事についても必要な土地の使用料の負担は要しないということにしております。

対策工事については、全体工程の短縮でありますとか、工事の安全円滑な施工の確保、また責任の明確化等の観点から、この事業用定期借地権設定契約等に基づいてI R事業者が実施することとしておりまして、この土地の使用にあたりましては、事業用定期借地権設定契約とは別に、この液状化対策工事に係る土地使用として、大阪市とI R株式会社間での使用貸借契約を締結しているというものでございます。

また先ほど、実施協定 99 条の事業前提条件の解除について、もう充足したものとして、というようなご指摘だったかと思いますが、この事業前提条件の規定については、規定にございますとおり、これはSPCが大阪府・大阪市と相互に密接に協力連携するとともに、合理的に可能な範囲で努力を行った上で、誠実かつ合理的な裁量により行うということにしております。同じくご指摘をいただいております4号5号についても、SPCが、例えばですが、本条件の全部が成就したと判断する場合については、大阪府・大阪市に対して、速やかに、その旨を通知するというふうに規定しておりますので、そういった通知がありましたら、これは事業前提条件が充足したということにはなりません。土地の使用料については、土地課題対策に係る事業は市の費用負担ということで土地の使用料は要しないということでしております。

(質問者9)

世界一のI Rができるっていうのを、もう本当に、心待ちにして、もう待ってるんです。計画前倒しっていうのをやってほしいぐらいなんですけど。

それで質問なんですけど、大阪I R株式会社の株主にぜひ加えていただきたいんですよ。本当に応援したい、株主になって。公開していただくっていう、増資して公開するのか、やり方はいろいろあると思うんですけど、社債でもいいんですけど、何かそういうことを考えられないでしょうかっていう質問と要望です。

(回答)

資料でもご説明をしておりますとおり、株主としましては、中核株主2社と関西企業を中心とした22社の少数株主というふうになっております。

I R整備法でも、様々な出資者に対する規制等もございまして、廉潔性の確認など、様々な規定がございますので、現時点ではそういった規定を踏まえながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

(質問者 10)

ギャンブルについてなんですけど、やはり 3 月 20 日の水原一平氏の件が全てを物語っているように思います。ギャンブルっていうのは、やっぱりのめり込んでしまって、違法に手を染めてしまって、友人のお金を盗んで、がんじがらめになって、巨額の借金を抱えてしまう。ギャンブルに対して再認識した人も多いのではないかと思います。

こんな日本国民を、また大阪を駄目にしてしまうようなギャンブルっていうのは私は大反対です。

そして質問なんですけど、聞くところによると、大阪都構想について、3 回目の住民投票があるとかないとかっていう噂が聞いたんですけれども。I Rカジノについて、住民投票などしないのでしょうか。住民投票をして、民意を問うてみてはいかがでしょうかと考えてます。

(回答)

I Rについて、住民投票をしないのかというご質問でございますけども、都構想につきましては、法律の中で住民投票の実施が義務づけられておりますので、それに基づいて実施されているというところでございます。

一方、I Rにつきましては、I R整備法におきまして、この区域整備計画を作成しようとするときは公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、区域整備計画を国に申請する際には、住民の代表である議会の議決を経ることなどが定められております。

大阪府市におきましては、こうした I R整備法の法定の手続きを経まして国に申請して、認定を受けたというところでございます。

住民投票につきましては、令和 4 年度に住民投票の実施を求める署名が集められ、住民投票条例制定の直接請求が出されましたが、これにつきましても議会で否決をされたというような経緯もございます。こういったことから大阪府・大阪市といたしましては住民投票を行うということは考えておりません。

(質問者 11)

簡単に住民投票が否決されましたの一言で済ましていただきたくないということを思ったのですが、まず先ほどの土地の問題ということで、土地市有財産使用の貸借契約の賃料が発生しないっていうことでね、これは、大阪市として非常に重要で、綺麗な土地にして、それを S P C に渡すためということを、簡単に言えば理由としておっしゃっていただけれども、

これまでこうした事例がない以上、これは、便宜を図っているとしか思えない。

だからこれは、地方財政法や地方自治法違反だということで、今、問題になっているとおりですから、あなたの考えを述べられたのはいいけれども、法に照らしてしゃべっていただきたいと思いました。

質問ですが、資料1の13ページの危機管理・防災対策で、I R事業者が実施する対策と大阪府市が実施する対策というのがあります。防災対策の策定実施ということについて、これは大阪府じゃなくてI R事業者がやるものとされております。

先ほどあったように、ガス爆発事故の問題ということになりますが、本当に僕、この夢洲で、なぜ万博、I Rや大規模集客施設をやり始めたのか。この土地課題対策でも金使いますよね。それからさっきおっしゃっていたように、粉塵が舞ったらまずいから、もちろんPCBもフッ素、ヒ素だけじゃないけれども、そのタイヤをまた洗浄して、そして外へ出している。そんな話を聞くと不安で不安で仕方がありません。さらにガス爆発も起きましたが、他の地域でも大阪起きているっていうことを比較として言って欲しくないのですが、例えば夢洲内においても、地下鉄の工事をするときにも、結局、I Rの用地内になりますよね、そこでメタンガスの発生があるということで、真空ガス抜き工事をするというそういったことを確かされていたと思います。万博の会場は液状化が起きないって言っている、夢洲地区は起きると言っている、そのもとで、もし地震が起きて、大規模な液状化現象が起きた場合に、地中にあるメタンガスっていうのはね、35年間営業している間に外へ噴出する場合がありますと思うんです。濃度の問題とかそういうこと言うけれども、適地ではないと思うのです。

といいますのは、非常に不安だったのは、爆発事故の後、万博推進局の整備局長が記者の質問に、シートを敷いてあるのは、ガスを建屋内に入れられないため、それから外へ出している半開は外へ出すため、万博の間もずっとメタンガスは出て、それを出すっていうことをおっしゃっていました、だから大丈夫ってね。そうすると同じようにメタンガスの発生するI Rの敷地内、上に建物を置くわけですから、その建屋の下のコンクリートなり溜まる可能性あるわけです。そう考えたときにこの防災対策計画の策定の中に、これまだ出てないと思うのですが、SPCの側から1回も見ただけです。こういうものの中に、ガス爆発についてとか、それから夢洲全体の液状化という問題が起きたとか、それは建屋の下だけどフロートというものじゃなくて、道路も全て避難経路も含めて全部液状化対策やっているわけじゃありませんよね。一部だけです、建屋の下だけです。そういうものに対して、I R事業者が本当に実現可能性のある効果的な防災対策をやるのか、防災対策についての基本法がありますけれども、本来、大阪府・大阪市や市町村は、そこへの策定義務があると思うのですが、そのことについて、準公共事業としてやっているこの問題について、大阪府・大阪市は責任が生じていると思うのです。それについて、どのようにお考えなのか。

本当にメタンガス爆発事故や液状化したときに大丈夫だって言えますでしょうか。

(回答)

まず液状化の対策につきましては、ご存知のとおり、I Rの施設の建物が建つ直下については、今、進めております。先ほど、道路の部分とかその周りの部分というお話されたかと思うのですが、液状化対策は、地下水以下に砂質系の層があると、そこが液状化を起こすということになってございますけれども、I Rの用地、周辺の道路等も含めて、今、夢洲の計画地盤高がOP11mぐらいということで、海面から10mぐらい高いところに地盤があるということ、さらに、地下水の高さもそこから5、6m下にあるということ、建物以外の部分で、仮に液状化が起こったとしても、それは地表面から深いところで、その上に5、6mの覆土がされた状態で、舗装等も行われた状態で液状化が起こるということ、液状化が発生しても、大規模な噴砂が起こって、ドロドロの状態になるとか、そういった大きな被害が生じることはない想定しているということです。

また、その程度の被害であれば、復旧による対応ができるということで、すぐに人命等に影響を及ぼすということではないと想定しておりますので、I Rの施設、建物の直下はしますけれども、それ以外の外構の部分については、液状化対策は必要ないと判断しているところでございます。

メタンガスについては、地下鉄の工事がシールド工事ということで、密閉されたところで工事を行うということから、ガスの防爆対策をして工事を進めておりましたけれども、I Rの施設でも工事並びに供用時に、密閉されてガスがたまるようなことになれば、当然対策がされるものということです、市内でもそういったガスが発生するということがございますので、同様な対策が必要に応じてなされるものだと認識しております。

(質問者 12)

先ほどギャンブルの質問がありましたのでそれに関連してです。ここへ来る途中でも、オンラインギャンブルは犯罪ですという、警察が作ったポスターをよく目にします。

それだけオンラインギャンブルの被害者が増えているというのを聞いたんですが、あの、オンラインギャンブルが犯罪やったら、なぜラウンドカジノはいいの。若年層にもものすごくオンラインギャンブルにはまってる人が多い中で、どういうふうに説明すれば若い人にわかってもらえるのか、どなたか説明してください。

(回答)

まず、オンラインカジノの危険性というところでご説明させていただきたいと思います。オンラインカジノにつきましては、国会におきまして岸田総理の方からも、違法なものであり厳正な取り締まりを行うと明言されておまして、国等において、オンラインカジノの取り締まりについて対応されるものと認識はしております。

一方、今おっしゃっていただいたように、依存症対策という点では、府の担当部局の方におきまして、府民の方や児童生徒の方に対しまして、オンラインカジノは違法であるという

ことについて啓発ツール、また、セミナー等の機会を通じまして周知を実施するなど必要な対策を講じることとしているところでございます。

また、なぜI Rのカジノがオンラインカジノと違うのかというところでございますけれども、国での法制化の議論の中で、違法ではないということを考慮すべき要件といたしまして、目的の公益性、収益の扱い、運営主体の廉潔性、副次的被害の防止が適切になされるかなどの8つの観点で議論されてきたところでございます。I R整備法の中で、これらの観点を踏まえ、制度設計がなされておりますので、全体としては刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているということが国の見解でございます。大阪府・大阪市といたしましても、このI R整備法に則って、カジノを含むI Rを設置いたします。また、カジノがない現在におきましても、喫緊に依存症対策については取り組むべき重要な課題であると認識しておりますので、I R誘致を契機に既存のギャンブル等も含めまして、依存症問題に正面から取り組み、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

(質問者 13)

最初の方にも質問されたことに関連するんですけども、この夏頃から土地を引き渡して工事が始まると。当然その土地の引き渡しの前には登記がなされると思えますけども、土地の登記はもう終わりましたかという点と、もう一つだけ、その解除権が2026年9月まで延長されましたけども、その全部の事業前提条件が満たされてなくても、この土地の引き渡しの際には、解除権は失効するのでしょうか。だから、土地の登記の問題と、解除権は、土地が引き渡しされた段階で、この7月から9月頃の段階で失効、効力がなくなると考えていいですね。そこは最初の方の質問の確認でもありますけど。

これを何回か私、I R推進局に問い合わせをして、I R推進局長も議会でちゃんと私の質問に対しては、そういう形の見解表明をされておりますけども、今の段階でそういう状況ということでよろしいですね。確認も含めて。

(回答)

まず1点目の土地の登記については、現時点では、行っておりません。

2点目についてですけども、土地の引き渡しにつきましては、前半のご質問でもございましたが、事業用定期借地権設定契約において、解除権失効を前提としておりますので、解除権の失効を前提とした上で、建設工事の着手前までに引き渡すということで契約上しておりますので、そういった理解になります。土地の引き渡し、登記については、今後、事業者と協議調整の上、実施していくことになるというふうに考えております。

(質問者 14)

一番最初におっしゃられた方が収益を地元の此花区の人に分けてあげてほしいということで、皆さん一生懸命メモされてたんですけど、私は此花区の住民ですけど、人が負けて苦

しんだ儲け金を恵んで欲しくありません。私の意見をメモしてください。

質問です。資料1の14ページの地域経済の効果のところなんですけれども、初期投資額とか経済波及効果建設時、これは全部上がってますよね。1900億円プラス、3300億円プラスになってます。

私、前回の資料で見比べてます。運営費はそのままなんですけど、雇用創出効果っていうのが、前から3万人に上がってるんですよ。今、人手不足で、全然、建築の人も運転手さんも集まらへんのに、なんで上がって増えてんのかなっていうことと、その収益です。

収益も変わらないんですけれども、いろいろ社会情勢も変わってきております。マカオをお手本にされてるようなんですけれども、マカオは公務員およびカジノ隔離対象者は、もちろん行けませんけれども、地元民は行けるんですけど、来てるのは、ほとんど海外の人が中心です。そうっております。ただ、大阪の夢洲は、事業者のオリックスが70~80%、できたら90%地元の人をどんだけ集めるかが経済効果に重要だというふうに明言されてますよね。それとか、中国はいろいろギャンブルとかで自分とこのお金が流出するから規制しましたね、海外でのギャンブルをするのを規制するというふうな動きが出てますよね。それは、自分とこのマカオのお客が、例えば、海外に取られるのが嫌だからかもしれないんですけど、そういうふうに社会情勢はずいぶん変わってるのに、この収益については全然見直しされてない。

でも、その出るお金とかはどんどん増えているんですけど、収益のこの根拠ですね、この人数の増えたのも含めて、これを示していただきたいと思います。

(回答)

経済波及効果並び雇用創出等についてご質問いただいております。昨年9月に区域整備計画の変更を行っておりまして、初期投資額を約1兆800億円から約2000億円増加して1兆2700億円としてございます。その際に経済波及効果や雇用創出効果については、改めて計算をした上で再算出をしてここに記載をさせていただいているものでございます。

また、5200億円の収益ということで、そのうちゲーミングが4200億円としておりますけれども、これについては区域整備計画にも記載をしておりますけれども、国内の統計でありますとか、近隣の施設や国内の施設を参考とした上で、事業者の知見も踏まえた上で、来訪者数を算定をした上で売上を算出しているということになっております。

また、特にカジノの売り上げについては、国内の人口でありますとか、国内の旅行者数、また日本に來られる外国人旅行者の推移であるとか、そういったことを踏まえて来訪者数を算定して売り上げを算出しておるといったものでございます。